

ID: 44

担当部署: 生涯学習課

処分の概要	仮設備設置の許可		
例規名 根拠条項	宝積寺タウンセンター管理規則 第8条		
例規番号	平成14年教育委員会規則第6号		
【基準】 第8条の規定による。 (仮設備の設置) 第8条 場内に仮設備を設置しようとする者は、所長の許可を受けなければならない。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日